清瀬小学校ＰＴＡ会則　改正箇所

改正後	改正前
第１章、2章　1～3条(略) 第３章　運営及び事業 第4条　4、5について本会則は令和4年4月1日より、廃止とする。	第１章、2章　1～3条(略) 第３章　運営及び事業 第4条　本会は前条の目的を達成するため下記の各種委員会おき次のような事業をする。（運営細則については別に定める。） 1. 選出委員会　校内活動に必要な役員、委員、健全育成委員、青少協委員の選出を目的とする。 2. 健全育成委員会　子どもの健全育成を目的として活動をする。 3. 青少年問題連絡協議委員会（以下「青少協委員」と称する）　青少年の健全育成を目的として活動をする。 4. 文化厚生委員会　会員の教養及び親睦をはかり、児童と会員の保健衛生、福利厚生、学校給食の理解を深める。 5. 広報委員会　本会活動の徹底をはかるため会報、その他の広報活動を行う。

第５章　役員及び委員の選出方法 第9条　本会に下記の役員及び委員をおく。 本部役員7名、教員4名(副会長、書記、会計、会計監査)、 常任委員、選出委員、健全育成委員、青少協委員。 ※活動状況により人数の変動あり 2. 選出委員は1年生から5年生の中から15名程度選出する。	**第５章　役員及び委員の選出方法** 第9条　本会に下記の役員及び委員をおく。 本部役員9名、教員4名(副会長、書記、会計、会計監査)、 常任委員、選出委員、健全育成委員、青少協委員。 ※活動状況により人数の変動あり 2. 選出委員は学級ごとに原則として2名おくものとする。
第11章　付　則 第26～31条（略） (追加) 第33条　本会則は令和4年4月１日より一部改正実施する。(第3章第4条4. 5削除, 第5章第9条, 第11条2改正)	**第11章　付　則** 第26～31条（略） (追加) 第32条　本会則は令和3年4月１日より一部改正実施する。(第4条〈1. 2. 3付加〉, 第7条1, 第8条, 第9条, 11条1・3・5, 第12条, 第14条、第15条, 第17条, 第19条, 第9章, 第21条, 第23条, 第24条　改正)(第4条1・4, 第11条2・4・6, 第13条,　第10章26条27条　削除)

細則　（役員及び会計監査選出規定）改正箇所

改正後	改正前
1.　選出する役員は、本部役員7名（保護者）、教員4名 6.　選出委員は1年生から5年生の全会員の中から15名程度選出する （追加） 令和　4年4月1日　　一部改正　1．6	1.　選出する役員は、本部役員9名（保護者）、教員4名 6.　選出委員は1年生から5年生の各クラス2名選出し、選出の全ての業務を行う。 令和　3年4月1日　一部改正　1．4．6．7．8